

瀬戸内市地域防災計画

(地震・津波災害対策編)

令和5年9月

瀬戸内市防災会議

瀬戸内市地域防災計画（地震・津波災害対策編）

目 次

	頁
第1章 総 則	1
第1節 総則	2
第2節 防災会議	4
第3節 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	6
第4節 瀬戸内市の防災環境	19
第5節 断層型地震の被害想定	23
第1項 断層を震源とする地震	23
第2項 被害想定	27
第6節 南海トラフの巨大地震の被害想定	32
第1項 南海トラフを震源とする地震	32
第2項 南海トラフの巨大地震による震度分布・液状化の概況	35
第3項 瀬戸内市の震度分布図	36
第4項 瀬戸内市の液状化危険度分布図	40
第5項 瀬戸内市の津波浸水想定図	44
第6項 瀬戸内市の人的・物的被害想定結果	50
第7項 減災効果	53
第8項 被害想定を生かす	56
第7節 地震・津波災害対策の基本的方向	57
第8節 津波災害対策の基本的な考え方	59
第9節 地震・津波災害に関する調査研究	60
第2章 地震・津波災害予防計画	61
第1節 自立型の防災活動の促進	62
第1項 防災知識の普及啓発計画	62
第2項 防災教育の推進計画	68
第3項 自主防災組織の育成及び消防団の活性化計画	71
第4項 防災ボランティア養成等計画	75
第5項 住民、地域、企業等の防災訓練計画及び参加	78
第6項 地域防災活動施設整備計画及び推進	80
第7項 要配慮者等の安全確保計画	81
第8項 物資等の確保計画	86
第9項 津波災害予防計画	92
第2節 迅速かつ円滑な地震・津波対策への備え（危機管理）	95
第1項 災害応急体制整備計画	95
第2項 情報の収集連絡体制整備計画	103
第3項 救助、救急、医療体制整備計画	108
第4項 指定緊急避難場所及び避難路等整備計画	116
第5項 避難及び避難所の設置・運営計画	119

	頁
第6項 災害救助用資機材の確保計画	127
第7項 建設用資機材の備蓄計画	128
第8項 地域防災活動拠点整備計画	129
第9項 緊急輸送活動計画	130
第10項 消防等防災業務施設整備計画	133
第11項 広域的応援体制整備計画	134
第12項 行政機関防災訓練計画	136
第13項 津波避難計画	140
第14項 公的機関等の業務継続性の確保	143
第3節 地震・津波に強いまちづくり	144
第1項 建物、まちの不燃化・耐震化計画	144
第2項 公共施設等災害予防計画	148
第3項 ライフライン（電気、ガス、水道等）施設予防計画	153
第4項 廃棄物処理体制整備計画	164
第5項 危険物施設等災害予防計画	168
第6項 有害物質等災害予防計画	170
第7項 流出油等災害予防計画	171
第8項 地盤災害予防計画	172
第9項 津波災害予防計画	175
第3章 地震・津波災害応急対策計画	178
第1節 応急体制	179
第1項 応急活動体制	179
第2項 地震・津波情報の種別と伝達計画	183
第3項 被害情報の収集伝達計画	186
第4項 災害救助法の適用	190
第5項 広域応援	195
第6項 自衛隊災害派遣要請	200
第7項 津波災害応急対策計画	208
第2節 緊急活動	209
第1項 救助計画	209
第2項 資機材調達計画	212
第3項 救急・医療計画	213
第4項 避難及び避難所の設置・運営計画	221
第5項 道路啓開	232
第6項 交通の確保計画	234
第7項 消火活動に関する計画	238
第8項 危険物施設等の応急対策計画	240
第9項 災害警備活動に関する計画	244
第10項 緊急輸送計画	245
第11項 物資等の受け入れ、集積、搬送、配分計画	248
第12項 ボランティアの受け入れ、調整計画	252
第3節 民生安定活動	256
第1項 要配慮者支援計画	256
第2項 被災者に対する情報伝達広報計画	260
第3項 風評・パニック防止対策計画	265
第4項 食料供給、炊き出し計画	266
第5項 飲料水の供給計画	269

	頁
第6項 生活必需品等調達供給計画	271
第7項 遺体の捜索・処理・埋火葬計画	272
第8項 災害時廃棄物等応急処理計画	275
第9項 防疫及び保健衛生計画	280
第10項 文教対策計画	284
第11項 廃棄物処理計画	288
第4節 機能確保活動	291
第1項 ライフライン（電気、ガス、水道等）施設応急対策計画	291
第2項 住宅応急対策計画	303
第3項 公共施設等応急対策計画	308
第4章 南海トラフ地震防災対策推進計画	313
第1節 総則	314
第1項 南海トラフ地震防災対策推進計画の目的	314
第2項 南海トラフ地震防災対策推進地域	315
第3項 南海トラフ地震の被害想定	315
第4項 防災会議	315
第5項 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	315
第2節 災害対策本部等の設置等	316
第1項 災害対策本部等の設置	316
第2項 災害対策本部等の組織及び運営	316
第3項 災害応急対策要員の参集	316
第3節 地震発生時の応急対策等	317
第1項 地震発生時の応急対策	317
第2項 資機材、人員等の配備手配	318
第3項 他機関に対する応援要請	318
第4項 帰宅困難者への対応	319
第4節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	320
第1項 津波からの防護のための施設の設備等	320
第2項 津波に関する情報の収集・伝達等	321
第3項 避難対策等	322
第4項 消防機関等の活動	323
第5項 水道、電気、ガス、通信、放送関係	323
第6項 交通対策	325
第7項 市が自ら管理又は運営する施設等に関する対策	327
第8項 迅速な救助	328
第5節 時間差発生等における円滑な避難の確保等	329
第6節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	334
第7節 防災訓練計画	336
第8節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	337
第9節 南海トラフ地震に係る地震防災対策の施策目標等	339
第5章 地震・津波災害復旧・復興計画	340
第1節 復旧・復興計画	341
第1項 地域の復旧・復興の基本方向の決定	341
第2項 被災者等の生活再建等の支援	342
第3項 被災中小企業の復興の支援	345
第4項 公共施設等の復旧・復興計画	346

	頁
第5項 激甚災害の指定に関する計画	348
第6項 津波災害からの復興計画	347
第2節 財政援助等	348
第1項 災害復旧事業に伴う財政援助・助成計画	348
第2項 災害復旧事業に必要な融資及びその他の資金計画	351
第3項 義援金品等の配分計画	354
第3節 復興本部の設置及び復興計画	355
第1項 復興本部の設置	355
第2項 復興計画	355